第1章 名称および事務局

- 第1条 本会は、尼崎市立琴ノ浦高等学校合同PTAと称する。
- 第2条 本会は、事務局を尼崎市立琴ノ浦高等学校内に置く。

第2章 目的および活動

- 第3条 本会は、保護者・教職員が一体となり、地域社会の協力のもと、本校生徒の健全な育成を図ることを目 的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) 会員相互の研修および親睦
 - (2) 会員相互の教養を高めるための計画とその実践
 - (3) 家庭と学校との連携による生徒指導の推進
 - (4) 学校環境や家庭生活の改善についての研究
 - (5) その他、この会の目的達成に必要な事項
- 第 5 条 本会は特別の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とする行為は行わない。また、他の団体の支配、 統制、干渉を受けない。

第3章 会員

- 第6条 本会の会員は次の通りとする。
 - 1 正会員
 - (1) 保護者
 - (2) 教職員
 - 2 特別会員
 - (1) PTA役員経験者を特別会員とする。

第4章 会計

- 第7条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第8条 会費は生徒一人につき本会の定めた額を負担する。
 - (1) 会費は生徒一人につき、年額1,500円とする。
 - (2) 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第5章 役員

- 第9条 本会は次の役員を置く。
 - (1)顧問 若干名(学校長・役員経験者)
 - (2) 会 長 1名
 - (3)副会長 2名
 - (4) 会 計 2名
 - (5) 書 記 2名
 - (6) 理事 若干名(教頭・総務部長)

第10条 役員等の任務

- (1) 顧問は本会の目的達成上、必要な指導を行う。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはこれを代行する。
- (4) 会計は、出納を担当する。
- (5) 書記は、議事録を作成する。
- (6) 理事は、本会に必要な事務をつかさどる。

- 第11条 役員の選出は次の通りとする。
 - (1) 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
 - (2) 会長、副会長、会計、書記は総会において選出する。
 - (3) 理事は委員及び学校より選出する。
 - (4) 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第6章 会議

- 第12条 定期総会は年度当初に開き、予算・決算の審議、事業報告、役員の選出、その他、重要事項の協議を 行う。なお、必要のある時は臨時の総会を開く時がある。また、必要に応じて紙面総会も可能とする。
- 第13条 総会は会員の3分の1 (委任状を含む) 以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成を得なければならない。
- 第14条 役員会は、会長、副会長、会計、書記、理事で構成し、必要に応じて開き、本会の目的達成上必要な 事項を審議する。
- 第15条 執行部会は、会長、副会長、会計、書記、で構成し、必要に応じて開き、総会に提案すべき案件の審議、緊急事項の審議ならびに会務の執行に当たる。

第7章 慶 弔

- 第16条 会員、生徒の慶弔に対しては、下記の基準により慶弔の意を表す。
 - (1) 会員の死亡

供花またはしきみ一対

(2) 生徒本人の死亡

供花またはしきみ一対

第17条 本規程に定めなき場合でも、特殊事情により執行部会で定めることがある。

第8章 規約変更

第18条 本会則の変更は、総会の議決による。

平成25年 4月 1日制定 令和 3年 2月24日改定

附則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。